［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［略］

H　令和７年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和八年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和八年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

A＜０のとき　（B×6.18719965＋B×0.59765462＋C×14.80010520＋C×1.4367618 5）×0.75

A≧０のとき　｛（B×6.18719965＋C×14.80010520）－（B×6.18719965＋C×14.80010520）×0.75｝×0.75（ただし、（B×6.18719965＋C×14.80010520）×0.75－A≧０のときは、（B×6.18719965＋C×14.80010520）×0.75はAとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×6.18719965＋b×14.80010520）×0.75＋c＋d－e

算式の符号

a　第28条の３第１号算式の符号Aの算式の符号aに同じ。

b　第28条の３第１号算式の符号Aの算式の符号bに同じ。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［同左］

H　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和七年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

第二十八条の三の規定の例により算定した額